

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会

第 2 回 総 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会

第 1 回 総 会



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



日 時：令和4年9月20日（火）14時15分より

会 場：さざなみホール

目 次

次 第	・・・ P 1
-----	---------

報告事項

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会委員等の変更 ・・・ P 2
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会第1回常任委員会における審議決定事項 ・・・ P 7
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催決定について ・・・ P 16

議 事

第1号議案

- ・ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の設置及び会則の改正 ・・・ P 18

参考資料

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会則 ・・・ P 24
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市開催基本方針 ・・・ P 28
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会令和4年度事業計画 ・・・ P 29
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会令和4年度収支予算 ・・・ P 30

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会 第2回総会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 第1回総会

次 第

日時：令和4年9月20日(火)

14時15分より15時頃まで

場所：さざなみホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会委員等の変更

・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会第1回常任委員会における審議決定事項

・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催決定について

4 議 事

第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の設置及び会則の改正

5 その他

・先催催の開催状況について（動画放映）

6 今後のスケジュール

7 閉 会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会委員等の変更

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会則第8条第1項に基づき、令和4年4月21日から令和4年9月1日までの間における第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会委員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

常任委員（3名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
野洲市体育振興会連絡協議会 会長	森地 信晴	藪田 孝浩
野洲市自治連合会 会長	東郷 重明	藤村 洋二
近江鉄道株式会社あやめ営業所 所長	藤森 茂規	古川 祐美

委員（2名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
野洲ロータリークラブ 会長	津田 宗昭	松沢 松治
野洲ライオンズクラブ 会長	辻 徹郎	高谷 保

参与（1名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
株式会社朝日新聞社大津総局 総局長	平岡 和幸	吉岡 一

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会 委員名簿

令和4年9月1日現在

(順不同・敬称略)

会長（1名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	野洲市	市長	栢木 進

副会長（5名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	議長	荒川 泰宏
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	会長	山本 博一
産業・経済関係	野洲市商工会	会長	荒川 博行
市関係	野洲市	副市長	佐野 博之
市関係	野洲市教育委員会	教育長	西村 健

常任委員（25名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	副議長	山本 剛
市議会関係	野洲市議会 総務常任委員会	委員長	稲垣 誠亮
市議会関係	野洲市議会 文教福祉常任委員会	委員長	岩井 智恵子
市議会関係	野洲市議会 環境経済建設常任委員会	委員長	山崎 敦志
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	副会長	駒井 朔男
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進委員協議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進審議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市体育振興会連絡協議会	会長	森地 信晴
スポーツ関係	滋賀県卓球協会	会長	横江 政則
スポーツ関係	一般社団法人 滋賀県バスケットボール協会	会長	宇野 正信
スポーツ関係	滋賀県ラグビーフットボール協会	会長	大岡 敏孝
スポーツ関係	滋賀県武術太極拳連盟	会長	川端 達夫
産業・経済関係	野洲市商工会	副会長	南 泰宏
産業・経済関係	野洲工業会	会長	山本 真嗣
市民団体・各種団体	野洲市自治連合会	会長	東郷 重明
教育・学校関係	野洲市小学校長会	会長	渡邊 美喜子
教育・学校関係	野洲市中学校長会	会長	高野 真知子

通信・輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社 野洲駅	駅長	北山 悦雄
通信・輸送・交通関係	近江鉄道株式会社 あやめ営業所	所長	藤森 茂規
医療・福祉関係	野洲市立野洲病院	病院長	福山 秀直
医療・福祉関係	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	会長	立入 幸基
医療・福祉関係	湖南広域消防局 東消防署	署長	松並 修司
宿泊・観光・衛生関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
宿泊・観光・衛生関係	野洲市観光物産協会	会長	木村 靖
県関係	滋賀県守山警察署	署長	船越 剛之

監事（2名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	野洲市監査委員	代表監査委員	久松 信治
市関係	野洲市	会計管理者	田中 達男

委員（44名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	野洲市卓球協会	会長	森 清
スポーツ関係	野洲市バスケットボール協会	会長	中村 幸道
スポーツ関係	野洲市ラグビーフットボール協会	会長	野村 聡
スポーツ関係	野洲市武術太極拳連盟	会長	吉田 由美子
スポーツ関係	NPO法人 YASUほほえみクラブ	代表	石塚 健一
スポーツ関係	さざなみスポーツクラブ	代表	浅野 賢治
スポーツ関係	野洲市スポーツ少年団	本部長	山本 和良
産業・経済関係	レーク滋賀農業協同組合	代表理事	木村 義典
産業・経済関係	中主漁業協同組合	組合長	勝見 昌和
教育・学校関係	野洲市小学校体育連盟	会長	山本 宗司
教育・学校関係	野洲市中学校体育連盟	会長	光永 智
教育・学校関係	滋賀県高等学校体育連盟	会長	長谷川 哲朗
教育・学校関係	滋賀県立野洲高等学校	校長	江竜 康成
教育・学校関係	滋賀県立野洲養護学校	校長	井尻 正志
教育・学校関係	野洲市PTA連絡協議会	会長	鈴木 健
通信・輸送・交通関係	日本郵便株式会社 野洲郵便局	局長	永森 淳
通信・輸送・交通関係	守山野洲交通安全協会	会長	田中 ひろ子
医療・福祉関係	一般社団法人 守山野洲医師会	理事	野村 哲
医療・福祉関係	一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会	野洲地区長	上田 周

医療・福祉関係	守山野洲薬剤師会	会長	飯田 健一
医療・福祉関係	医療法人 周行会 湖南病院	院長	木田 孝太郎
医療・福祉関係	社会福祉法人 びわこ学園	理事長	山崎 正策
医療・福祉関係	野洲市立野洲病院	事務部長	武内 了恵
医療・福祉関係	野洲市手をつなぐ育成会	会長	浅田 真澄
医療・福祉関係	野洲市精神障がい者患者家族会 (たんぼぼの会)	副会長	西村 順三
医療・福祉関係	野洲視覚障がい者協会	会長	村田 幸江
医療・福祉関係	野洲市聴覚障害者協会	会長	小野田 直也
市民団体・各種団体	野洲市文化協会	会長	喜多 幸次
市民団体・各種団体	野洲ロータリークラブ	会長	津田 宗昭
市民団体・各種団体	野洲ライオンズクラブ	会長	辻 徹郎
市民団体・各種団体	一般社団法人 野洲青年会議所	理事長	小西 大記
市民団体・各種団体	野洲市老人クラブ連合会	会長	堤 敏次
市民団体・各種団体	野洲市青少年育成市民会議	会長	苗村 明夫
市民団体・各種団体	野洲市ガールスカウト連絡協議会	会長	西村 孝子
市関係	野洲市議会事務局	局長	遠藤 総一郎
市関係	野洲市政策調整部	部長	赤坂 悦男
市関係	野洲市総務部	部長	川端 美香
市関係	野洲市市民部	部長	長尾 健治
市関係	野洲市健康福祉部	部長	吉田 和司
市関係	野洲市健康福祉部	政策監	田中 源吾
市関係	野洲市健康福祉部	政策監	布施 篤志
市関係	野洲市都市建設部	部長	三上 忠宏
市関係	野洲市環境経済部	部長	吉川 武克
市関係	野洲市教育委員会教育部	部長	馬野 明

顧問（3名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
国会関係	衆議院	議員	武村 展英
県議会関係	滋賀県議会	議員	富波 義明
県議会関係	滋賀県議会	議員	井狩 辰也

参与（31名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	議員	石川 恵美

市議会関係	野洲市議会	議員	奥山 文市郎
市議会関係	野洲市議会	議員	木下 伸一
市議会関係	野洲市議会	議員	小菅 康子
市議会関係	野洲市議会	議員	鈴木 市朗
市議会関係	野洲市議会	議員	田中 陽介
市議会関係	野洲市議会	議員	津村 俊二
市議会関係	野洲市議会	議員	東郷 克己
市議会関係	野洲市議会	議員	橋 俊明
市議会関係	野洲市議会	議員	服部 嘉雄
市議会関係	野洲市議会	議員	益川 教智
市議会関係	野洲市議会	議員	村田 弘行
市議会関係	野洲市議会	議員	山崎 有子
市関係	野洲市教育委員会	教育長 職務代理者	瀬古 良勝
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	南出 久仁子
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	山崎 玲子
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	本田 亘
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	平岡 和幸
報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	村元 展也
報道関係	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局	支局長	祝迫 博
報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	原 誠司
報道関係	株式会社京都新聞社滋賀本社	代表 編集局長	石川 一郎
報道関係	株式会社日本経済新聞社大津支局	支局長	木下 修臣
報道関係	一般社団法人 共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
報道関係	株式会社京都放送滋賀支社	支社長	湯浅 勝
報道関係	びわ湖放送株式会社	常務取締役	大杉 成聖
報道関係	株式会社エフエム滋賀	代表取締役	大森 七幸
報道関係	株式会社ZTV	代表取締役 社長	田村 欣也

会長 1 名 副会長 5 名 常任委員 25 名 監事 2 名

委員 44 名 顧問 3 名 参与 31 名

計 111 名

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会 第1回常任委員会における審議決定事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会則第12条第9項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会第1回常任委員会において審議決定した事項について、次のとおり報告します。

- 1 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市開催推進総合計画
- 2 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会専門委員会規程

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市開催推進総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢、性別、障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組み、大会に関わる全ての人が喜びと感動を共有できる大会を目指し、野洲市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとせず、市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等と連携し、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など、本市の多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民協働

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かい気持ちでお迎えし、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会の開催にあたっては、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営を行うものとする。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、温かみを感じられる式典とする。

(8) 施設

開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かい気持ちでお迎えし、宿泊施設その他関係機関と連携を図りながら、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ態勢に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に関わる方々の健康の確保を行い、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

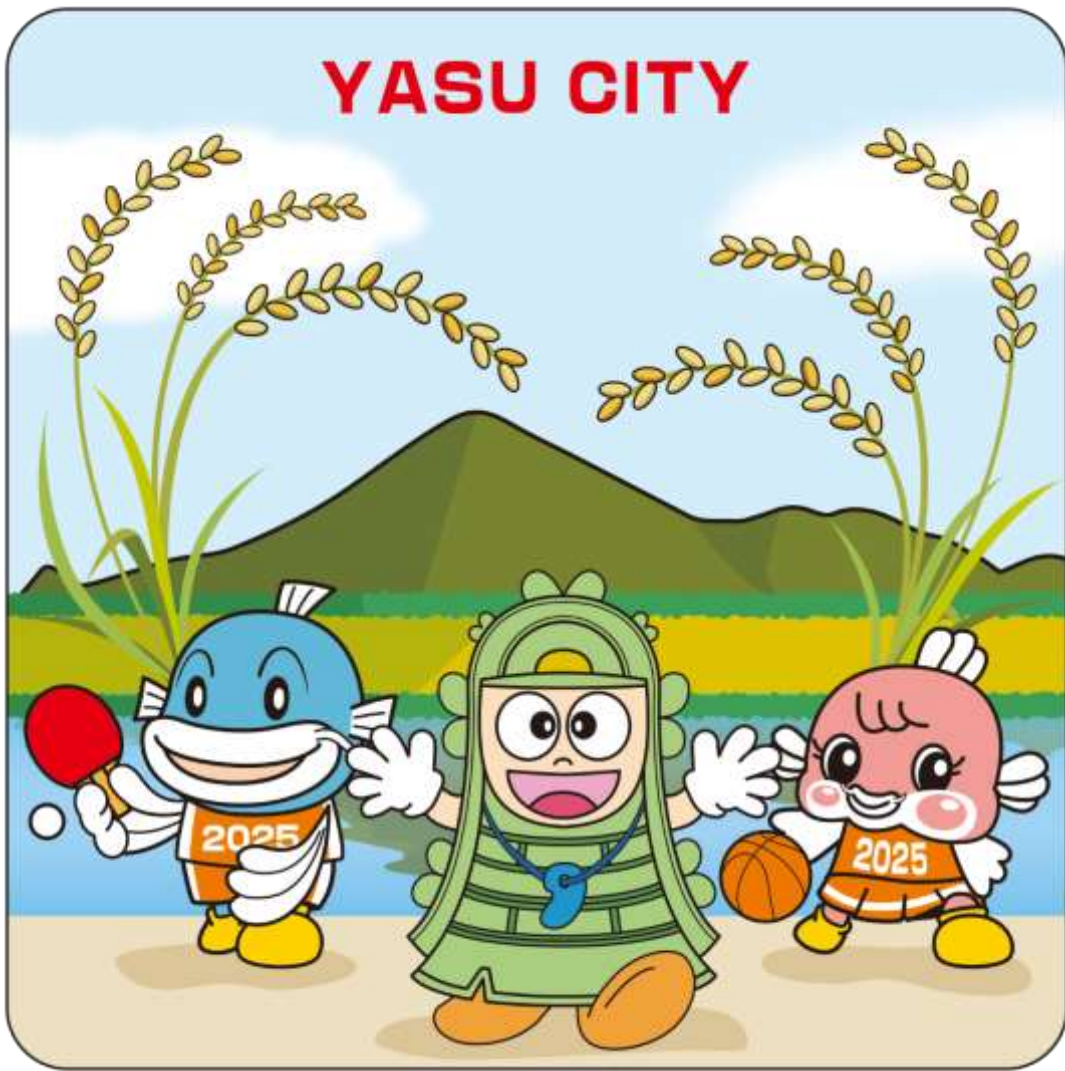
(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止と治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

YASU CITY



別表

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 野洲市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度 国体(国スポ)開催県	令和4年度(2022年度・開催3年前) 栃木県	令和5年度(2023年度・開催2年前) 鹿児島県	令和6年度(2024年度・開催1年前) 佐賀県	令和7年度(2025年度・開催年) 滋賀県
主要行事	国スポ・障スポ大会推進室(令和3年度設置) 準備委員会設立 大会開催・会期決定 ↓ 実行委員会に改組		国スポ リハーサル大会開催	第79回国民スポーツ大会開催 障スポ リハーサル大会開催 ↓ 第24回全国障害者スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会設立総会・第1回総会・第2回総会 ↓ 実行委員会第1回総会 ↓ 常任委員会 ↓ 総務・企画専門委員会 競技・式典専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会	実行委員会第2回総会 ↓ 庁内推進会議開催 ↓ リハーサル大会実施本部設置	実行委員会第3回総会 ↓ 本大会実施本部設置	実行委員会第4回総会 ↓ 本大会実施本部設置
総務企画 財務	県実行委員会との連絡調整 開催推進総合計画策定・進捗管理 協賛取扱要項策定・協賛の推進 リハーサル大会開催経費調査(最終) 本大会開催経費調査検討 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定 デモスポ開催経費調査(第1次)	リハーサル大会経費調査ヒアリング・予算編成 本大会開催経費調査(最終) 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定 デモスポ開催経費調査(最終)	リハーサル大会予算執行・決算 本大会経費予算編成 リハーサル大会用識別用品整備 リハーサル大会遺失物・拾得物取扱実施 リハーサル大会保険加入 デモスポ開催経費予算編成	本大会予算執行・決算 本大会用識別用品整備 本大会遺失物・拾得物取扱実施 本大会保険加入 デモスポ予算執行・決算
広報	広報基本計画策定	広報・啓発活動の推進 実行委員会SNS開設・運営 大会報告書編成方針決定		大会報告書作成
市民協働	市民協働基本計画策定 ボランティア募集要項策定	炬火イベント実施要項検討 ボランティア募集・研修会実施 リハーサル大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施要項策定 リハーサル大会ボランティア配置 本大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施 本大会ボランティア配置
観光・おもてなし	観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定 総合案内所設置要項策定 休憩所等設置要項策定 売店設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定	観光ガイドブック等作成検討 リハーサル大会総合案内所設置 リハーサル大会休憩所等設置 リハーサル大会売店設置 リハーサル大会歓迎装飾実施	観光ガイドブック等配布 本大会総合案内所設置 本大会休憩所等設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾実施

実行委員会第5回解散総会
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（わたしHIGA輝く国スポ・障スポ）開催

別表

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 野洲市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度 国体(国スポ)開催県	令和4年度(2022年度・開催3年前) 栃木県	令和5年度(2023年度・開催2年前) 鹿児島県	令和6年度(2024年度・開催1年前) 佐賀県	令和7年度(2025年度・開催年) 滋賀県
競技 競技・式典専門委員会	競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		組合せ抽選会実施要項検討	組合せ抽選会実施要項策定	組合せ抽選会実施
	競技用具等整備計画(第3次)調査	競技用具等整備計画(最終)調査	競技用具整備	
	競技役員等編成案(第3次)調査	競技役員等編成案(第3次)見直し	競技役員等最終編成	競技役員等編成決定・委嘱
	競技補助員協力依頼先希望調査	競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成決定・養成	競技会係員・補助員の委嘱
	リハーサル大会開催基本計画策定	競技別リハーサル大会実施要項策定		
	練習会場(最終案)調査・正式依頼	練習会場運営要項作成		
		デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項策定	デモスポ開催
		情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	情報通信機器設置
式典	式典基本計画策定		式典実施要項策定	各競技会 開始式・表彰式の実施
施設	競技施設整備計画(第5次)調査	競技施設整備計画(第6次)調査	競技施設整備計画(第7次)調査	
	施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 本大会会場設営仕様書作成	本大会会場設営
		施設整備の実施		
宿泊	宿泊基本計画策定	リハーサル大会宿泊要項作成	本大会宿泊要項作成	宿泊本部設置
		第2次仮配宿シミュレーション	第3次仮配宿シミュレーション	大会配宿実施
		弁当調達要項作成	弁当調達業者決定	弁当調達実施
医事・衛生 宿泊・衛生専門委員会	医事・衛生基本計画策定	医療救護要項策定	救護所設置計画策定	救護所設置
		リハーサル大会救護所設置計画策定	リハーサル大会救護所設置	
		感染症(防疫)対策要項策定		医事・衛生本部設置
		食品衛生対策要項策定		
		環境衛生対策要項策定		
		廃棄物処理計画策定	廃棄物処理	
輸送・交通 輸送・交通専門委員会	輸送・交通基本計画策定			
	輸送・交通業務実施要項策定	競技会場輸送(第1次)調査	競技会場輸送(第2次)調査	輸送本部設置
消防・警備 消防・警備専門委員会	消防防災・警備基本計画策定			警備本部設置
	消防防災・警備業務実施要項策定	リハーサル大会消防防災計画策定	消防防災計画策定	消防防災本部設置

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ)開催

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会則(令和4年4月19日施行)第13条第3項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務・企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の開催決定について

1 わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催決定

令和4年7月14日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、滋賀県での第79回国民スポーツ大会の開催が決定されました。併せて、第24回全国障害者スポーツ大会の開催も決定されました。

2 わたSHIGA輝く国スポ（第79回国民スポーツ大会）

(1) 会期

令和7年9月28日（日）～10月8日（水） 11日間

総合開会式 9月28日（日）

総合閉会式 10月 8日（水）

いずれも、彦根総合スポーツ公園陸上競技場（彦根市）にて開催

(2) 野洲市開催競技

○正式競技 【野洲市が主体で準備・運営を行う】

競技名	種別	競技会場
卓球	全種別	野洲市総合体育館
バスケットボール	成年女子	野洲市総合体育館

○正式競技 【滋賀県が主体で準備・運営し、野洲市は協力を行う】

競技名	種別	競技会場
ラグビーフットボール	全種別	滋賀県希望が丘文化公園

○公開競技

競技名	種別	競技会場
武術太極拳	全種別	野洲市総合体育館

○デモンストレーションスポーツ

競技名	主管団体	競技会場
スポーツ鬼ごっこ	NPO法人YASU ほほえみクラブ	野洲市野洲川河川公園
マリンスポーツ フェスティバル	野洲市スポーツ協会	琵琶湖マイアミ浜（野洲市中主 B&G海洋センター艇庫前）

3 わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）

(1) 会期

令和7年10月25日（土）～10月27日（月） 3日間

(2) 野洲市開催競技

競技名	障害区分	競技会場
卓球 (サウンドテーブル テニスを含む)	身体・知的・精神	野洲市総合体育館

【日本スポーツ協会理事会での開催決定書の受領】



左:日本スポーツ協会 伊藤会長
右:滋賀県 三日月知事



(左から) 滋賀県スポーツ協会 山本副会長
日本スポーツ協会 伊藤会長
滋賀県 三日月知事
滋賀県教育委員会 福永教育長

【日本パラスポーツ協会】



左:日本パラスポーツ協会 森会長
右:滋賀県 三日月知事



(左から) 滋賀県スポーツ協会 山本副会長
日本パラスポーツ協会 森会長
滋賀県 三日月知事
滋賀県障害者スポーツ協会 倉谷会長
滋賀県教育委員会 福永教育長

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の設置及び会則の改正

1 趣旨

令和4年7月14日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、滋賀県での国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条の規定に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会」を改組し、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会」を設置するものです。

2 実行委員会設置の概要

(1) 名称

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会

(2) 組織

- ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の総会、常任委員会、各種専門委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に引き継ぎます。
- ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の事業計画及び収支予算は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に引き継ぎます。

(3) 役員・委員等

- ・会長、副会長等の役員及び委員は、準備委員会の役員及び委員を充てるものとします。

3 会則の改正等

- ・組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改正します。
- ・これまでの準備委員会で決定した方針、計画および関係規程等については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に読み替え、「準備委員会」とあるものを「実行委員会」に読み替えます。

【参考】国民体育大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則（改正後）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「実行委員会」とい
う。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、野
洲市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行
うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- （6）その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）野洲市を代表する者
- （2）野洲市議会を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 5名以内
- （3）常任委員 30名以内
- （4）監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、野洲市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、**実行委員会**を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が指名した副会長が**実行委員会**を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、**実行委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**実行委員会**の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 **実行委員会**に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 **実行委員会**に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 **実行委員会**の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 **実行委員会**の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 **実行委員会**の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 **実行委員会**の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 **実行委員会**の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 **実行委員会**は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 **実行委員会**が解散するときに有する残余財産は、野洲市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、**実行委員会**の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和4年9月20日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会において、野洲市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 野洲市を代表する者
- (2) 野洲市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、野洲市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が指名した副会長が準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、野洲市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年4月19日から施行する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会野洲市開催基本方針

1 基本方針

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会は、多種多様な競技が一同に滋賀県で開催され、全国から多数の選手が参加する大会であり、市民のスポーツへの関心を大いに高めるものとして期待されています。この大会を契機として、市民の更なるスポーツ活動の普及・発展を図るとともに、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に繋がる大会を目指します。

大会の成功に向けて、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組みます。また、全国から本市を訪れる人々を温かい気持ちで迎え入れて交流を深めることにより、多様な人々の関わりが生まれ、本市が描く「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現に繋がる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで野洲を元気にする大会

市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、健康の保持増進や体力向上、生きがいつくりなど、個々の目的に応じてスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会を目指します。

(2) 市民総参加で創る大会

市民・関係団体（教育、商工業、観光、医療・福祉など）・行政が一体となり、大会の成功に向けて準備に万全を期すとともに、大会に関わる全ての人が喜びと感動を共有できる大会を目指します。

(3) 野洲の魅力を発信する大会

本市の豊かな自然や歴史・文化・産業などの地域資源を積極的に活用し、本市を訪れる人々を温かい気持ちでお迎えするとともに、全国にその魅力を発信し、地域振興に繋がる大会を目指します。

(4) すべての人がともに支え合う野洲を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや、スポーツを通じて多く交流する機会を創出することにより、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加に繋がる大会を目指します。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会 令和 4 年度事業計画

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備業務の実施

- (1) 開催推進総合計画（各分野別の方針と年次別計画）の策定
- (2) 本大会必要経費（競技運営費、輸送費、警備費等）の調査・検討
- (3) 競技別リハーサル大会必要経費（競技運営費、輸送費、警備費等）の調査・検討
- (4) 競技役員編成・競技用具整備・練習会場等に関する計画策定
- (5) 宿泊業務（市内宿泊施設等への協力依頼）の実施
- (6) 輸送業務（競技会場地輸送調査、輸送基本計画の検討）の実施
- (7) 広報啓発活動の推進
- (8) 協賛取扱要項の検討

3 関係機関および競技団体との連絡調整

- (1) 滋賀県開催準備委員会との連絡調整
- (2) 県内各市町準備委員会との連絡調整
- (3) 競技団体との連絡調整
- (4) その他関係機関・団体との連絡調整

4 先催地の準備状況等の調査および情報収集

- (1) いちご一会とちぎ国体（令和 4 年 10 月 1 日～10 月 11 日）の視察
（鹿沼市・宇都宮市）
- (2) とちぎ国体事業概要説明会への出席（栃木県）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
野洲市準備委員会 令和4年度収支予算

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	説明
負担金	601,000	野洲市負担金
雑収入	1,000	預金利息等
合計	602,000	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	説明
総務費	96,000	
会議費	67,000	会議開催経費
事務局費	29,000	事務局運営経費（消耗品等）
開催推進費	506,000	
調査費	417,000	いちご一会とちぎ国体視察旅費 事業概要説明会（栃木県）出席旅費
広報啓発費	89,000	啓発物品作成経費
合計	602,000	

(※) 支出科目の執行により過不足が生じた場合は、科目間での予算の流用ができるものとする。

メモ

Handwriting practice area consisting of 18 horizontal dashed lines.



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

野洲市準備委員会事務局

(野洲市教育委員会事務局 国スポ・障スポ大会推進室)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 別館 2 階

TEL : 077 - 587 - 8813 FAX : 077 - 587 - 3835

E-MAIL : kokusupo@city.yasu.lg.jp